平成２６年（フ）第２８７９号
東京都新宿区早稲田鶴巻町535―202
債務者　谷部　みか
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８８０号
東京都新宿区早稲田鶴巻町535―202
債務者　谷部　一華
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２号
栃木県那須郡那須町大字高久甲5881番地24、前住所栃木県那須塩原市井口504番地53
コーポ有芽Ｖ101号
債務者　金澤　昌四
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第２９号
長崎県佐世保市針尾西町2275番地、旧住所福岡市南区玉川町13番12―804号
債務者　鴨川　知佳
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
長崎県佐世保市若葉町30番45号　ワンルーム若葉103号、旧住所長崎県佐世保市須田尾町13番11号　須田尾ハイツ302号
債務者　國廣　義人
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
静岡市清水区船越南町265番地の１
債務者　安里　京子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０５４号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3088
債務者　狐塚美由紀
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第８７６０号
東京都世田谷区池尻３丁目21―１―1003
破産者　日隈　光章
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１１８号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町８丁目16―５
破産者　野原　潤一
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７３６号
神奈川県小田原市栢山47―２
破産者　佐須　智明
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１１０号
東京都台東区台東４丁目22―４―602
破産者　染谷　和彦
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８６３号
東京都新宿区北新宿４丁目36―６―601
破産者　山崎健太郎
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９１８号
千葉県八千代市萱田2238―９―306、開始決定時の住所千葉県八千代市八千代台西９丁目24―13
破産者　大橋　章司
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１７１号
東京都国立市東１丁目20―35―105、開始決定時の住所東京都調布市下石原２丁目33―６
破産者　加藤　光宏
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１７２号
東京都国立市東１丁目20―35―105、開始決定時の住所東京都調布市下石原２丁目33―６
破産者　加藤　美子
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３６６号
神奈川県相模原市中央区上溝６丁目20―１
破産者　日影　正枝
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２５１号
東京都港区三田１丁目11番19号　小宮ビル３階
破産者　ｓａｎｄｂｏｘ株式会社
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３７４号
東京都江東区東雲２丁目７―５―305
破産者　佐藤　雅也
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部